

# 業務指示書

## ヨルダン国アカバ税関治安対策強化計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月26日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月8日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：税関分野に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任/運営管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：検査機材の運営・維持管理計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ヨルダン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 取締計画/検査体制】

- 1) 類似業務の経験：国境等（空港、港湾含む）における取締・検査実施に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ヨルダン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月12日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

現地再委託

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(JOD1 = 157.101000 円, US\$1 = 111.083000 円, EUR1 = 119.828000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/運営管理計画  
取締計画/検査体制

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.80 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月2日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調査）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ヨルダン国アカバ税関治安対策強化計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/運営管理計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 取締役計画/検査体制	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

ヨルダン（以下「ヨ」国）は、政情や治安が不安定な中東地域にあって、アラブ諸国のみならず欧米やイスラエルとも交渉のチャンネルを持ち、中東和平に向けて建設的な役割を担う国の一つである。また、中東地域の中で比較的安定している国であり、近隣諸国からの難民の流入を一貫して受け入れるなど、重要な役割を担っている。このため、当国自身が安定を維持し、健全に発展するとともに、当国と近隣諸国との関係を強化し、「ヨ」国が地域の安定化に更に貢献することが期待される。

近年、「ヨ」国北部の国境地帯が不安定化する中で、情勢が悪化したシリア・アラブ共和国及びイラク共和国との国境は現在閉鎖されている。そのため、欧州、トルコ共和国方面から湾岸諸国及び当国内への物流は、陸路よりも、地中海からスエズ運河を抜け、アカバ湾に陸揚げする海上ルートにシフトしてきており、その結果、アカバ税関を通過する輸入向けのトラック数が2011年時点の年間約66万台から、2015年時点は年間約74万台に急増している。X線検査装置は、アカバ税関施設のうちコンテナターミナルには導入されているものの、アカバ港の一部及び経済特区の入り口（ワディ・ユタム）には設置されていない。貨物の種類によって陸揚げと通関のルートが分かれていることから、X線検査装置を通過しない貨物は書類審査のみに留めざるを得ない状況にある。そのため、現状の検査体制では危険物の流入を防ぐには不十分であり、同税関の検査機能強化は喫緊の課題と言える。

そのような背景の下、「ヨ」国政府は、国境における治安対策を強化することを目的として、アカバ港及びその周辺地域においてX線検査装置等の設置・更新により検査能力を強化し、もって国内の治安強化及び税関手続きの効率化を図ることを目的とした無償資金協力「アカバ税関治安対策強化計画」（以下、「本事業」という。）を我が国に要請した。本事業で対象とする税関は、現在の「ヨ」国を含む周辺国における物流ルートの中で優先度が高く、その物流ルートの安全性確保を目指す本事業は、「ヨ」国政府の進める治安対策の中核をなすものである。

以上を踏まえ、本調査は、要請案件の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

### 2. 事業の概要

#### (1) 目標：

アカバ税関において、治安対策機材を整備することにより、麻薬、銃器、爆発物等の流入防止を図り、もって当国内及び周辺国地域の安定化

に寄与するもの。

(3) 我が国への要請概要

現時点で想定されている協力コンポーネントは以下のとおり。詳細は、第一次現地調査時に協議・整理する。

1) 機材等（据付工事含む）

アカバ税関におけるX線検査装置等 計5台

① アカバ港内：モバイル型X線検査装置1台

② アカバ・コンテナターミナル（ACT）内：固定型（ポータル型）X線検査機器2台

③ Wadi Yetim 経済特区手前：固定型（ポータル型）X線検査機器2台

2) コンサルティング・サービス

詳細設計、調達監理等

3) 施設等

X線検査装置等を収容するための付帯工事・施設

※何れのサイトも、土木工事は発生しない想定。

(3) 対象地域（サイト）

ヨルダン国 アカバ。

(4) 関係官庁・機関

主管官庁：財務省税関局（Jordan Customs Department, Ministry of Finance）

実施機関：公共事業・住宅省、内務省公共治安局、「ヨ」国情報総局、「ヨ」国国家警察本部

3. 業務の目的

本業務は、無償資金協力（施設・機材等調達方式）の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、協力の効果、技術的・経済的妥当性を検討し、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「ヨ」国政府から要請のあった「アカバ税関治安対策強化計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務（調査）の内容」に示す事項の調査

を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、機構が「ヨ」国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、以下のとおり計 3 回の現地調査実施を想定する。特に治安対策機材の導入に際しては、現地税関の取締り方針や取締実務の現況、及び既往の治安対策機材の現況・維持管理体制を踏まえた上での検討が必要なため、現地調査を三回に分けて実施する。なお、それぞれの現地調査に際しては、機構から調査団員を参加させることを想定している。

- 1) 第一次現地調査：本事業で調達する機材を検討するための情報収集、協議を行うための現地調査。「ヨ」国中央政府（財務省税関局及び関連機関）からの情報収集、協議を行うこと、右結果を踏まえた本事業に対する先方実施機関の意向を確認し、調達機材の仕様検討等、協力内容の妥当性を検討する。
- 2) 帰国後国内作業：第一次現地調査の結果を取りまとめ、分析を行うとともに、JICA と協議をして第二次現地調査に必要な調査事項を整理する。
- 3) 第二次現地調査：概略設計、概略事業費の積算、最終報告書案の作成等に必要な調査、協議を行うための現地調査を行う。
- 4) 帰国後国内作業：第一次、第二次現地調査の結果を取りまとめ、分析し、概略設計、概略事業費の積算を行うとともに、JICA と協議をして第三次現地調査に必要な調査事項を整理する。
- 5) 第三次現地調査：報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査を行う。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時、機構と十分に協議する。

なお、特に以下の 2 つの段階においては、日本側関係者が参加する会議に出席し、内容を確認、合意する。

- 1) 各回現地調査の帰国後  
現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 2) 報告書案説明調査派遣前  
計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき、計

画内容を確認する。

(3) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

「ヨ」国向けに実施されている無償資金協力「空港治安対策強化計画」及び「アル・カラマ国境治安対策計画」関連の報告書等既存資料を十分活用し、調査の重複を避けつつ、調査の効率化に努める。また、要請書及び現地 JICA 事務所経由で得られた情報（物流取り扱い規模、既存検査機材の現況、検査体制、維持管理体制等）を踏まえつつ、無償資金協力としての妥当性、緊急性、必要性を整理するとともに、事業効果を測るための情報を整理する。加えて、我が国及び他ドナーにより実施された既往の X 線検査機材導入の経緯、進捗状況および事業から得られた教訓等を確認し、本事業計画に反映すること。

概略設計を行うにあたり、隣接事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(4) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認

本事業と同様に、EU 等からの「ヨ」国に対する X 線検査機材の支援実績が確認されている。これらは、本事業で導入される X 線検査機材導入の事業効果に影響を与えるとみられることから、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業のその後の運用状況や課題などの確認を行うこと。

また、他ドナーによる同様の支援の可能性や予定の有無について、現地調査時に確認を行うこと。

(5) 税関手続き・検査の状況・実施体制の確認

「ヨ」国政府及びアカバ港における税関手続き及び検査実施状況・体制について関連法令、規則、検査実施体制（人員配置・業務実施手順、技術レベル、X 線検査機材を含む検査用資機材の配置・活用状況、予算等）を調査する。右調査の結果に従い、適切な検査実施体制の在り方を踏まえた上で、機材計画を作成する。

その際、X 線検査機材等の導入により期待される作業効率の向上、摘発強化などの作業要領を提案する。作業要領の作成は、1 台・1 日当たりの平均的な処理能力や人材配置、実施手順などの諸条件を基に行い、準備調査報告書に記載する。



(6) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT 等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて JICA 事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。

(7) X 線検査機材の調達可能先からの情報収集

X 線検査機材の調達可能先から、機材の特徴、納入実績、関係省認可、機器仕様、主要部品・製造工程における国際標準規格取得、付帯作業、使用条件と処理能力（ピーク能力と平均能力）、運転・点検・修理の訓練方法、消耗部品、稼働制約条件（寒暖等気象条件を含む）、運転方法、電気供給方法、現地作業チームの構成、受注企業との契約に含まれる機材運転指導及び画像解析指導、スペアパーツの提供や修理等のサービス体制等について情報収集等を行う。

(8) 保証期間・スペアパーツの供給可能性への配慮

アカバ港に設置される機材は、高温・砂塵等の厳しい気候条件下で運用・維持管理を行うこととなるため、仕様確定にあたっては、機材の適切な維持管理に必要な十分な保証期間やスペアパーツを考慮する。

(9) 技術支援・ソフトコンポーネントの実施計画の策定

今回導入される最新の機材を速やかにかつ適切に活用できるようにするためには、新しく機材を活用することになるオペレーターに対する適切な指導が欠かせない。特に大型 X 線検査機材については、画像解析能力の向上が必要となるため、本事業の受注企業による初期操作指導・運用指導の技術支援に加え、実施監理コンサルタントによる画像解析能力

向上のためのソフトコンポーネントについても併せて検討・提案する。

加えて、経年劣化が進む既存機材を適時適切に更新し、検査体制を維持することが求められるため、将来的な機材更新やそれに伴う検査フローの改善に係る計画策定のための技術支援・ソフトコンポーネントの実施を計画する。

#### (10) 実行委員会について

本調査にあたっては、「2. 事業の概要(5)」に記載されている「ヨ」国財務省税関局が主体になって行う。他方、本事業実施の際には、財務省税関局以外の関係機関が関係する事が想定される。その場合、関係機関から構成される実行委員会が実施機関となる予定である。本調査において、実行委員会の設立準備の進捗状況をあわせて確認し、準備調査報告の中に含めるものとする。

#### (11) 環境社会配慮

本件実施による住民移転などは発生せず、必要な土地収用もないことが確認されている。このため、基本的に本計画に係る環境社会配慮については特に問題ないと考えられる。そのため本計画については、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づくカテゴリーはCを想定しているが、この点を確認する。

#### (12) 情報通信技術 (ICT) の活用

本調査実施に際し、設計業務等に効果的、効率的な情報通信技術 (ICT) がある場合には、その活用を検討する。

#### (13) 品質向上のための検討

施工監理計画の検討にあたっては、本事業における必要十分な品質を確保するために必要な活動を検討し、記載する。

#### (14) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、「ヨ」国での最近の既往調査報告書等やJICA事務所から「ヨ」国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイ

ダンスの安全施工技術指針及び収集した「ヨ」国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等により「ヨ」国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じて「ヨ」国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

### (1) 国内事前準備

- 1) 要請書及び関連事業の報告書ほか関連資料を解析・検討し、本事業の全体像を把握する。
- 2) 無償資金協力の意義（妥当性）、範囲及び基本構想について検討する。
- 3) 事業効果測定に必要な指標を整理し、その調査方法の検討を行う。想定される成果指標については、プロポーザルで提案し本検討に含める。
- 4) 調査全体方針、方法及び作業計画、ならびに協力計画案を検討する。
- 5) 現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- 6) 主要メーカーの車両用 X 線検査機材の概要を予め把握する。その際、各機材を用いる場合のメリット・デメリット等を整理し、現地調査で「ヨ」国側に複数のオプションとして提示できるよう準備する。
- 7) 税関分野（特に取締分野）に関する全世界（特にアメリカ）の動向を予め把握する。
- 8) 上記 1)～7) の作業を踏まえて、業務計画書、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

- 1) インセプション・レポートを相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。
- 2) 我が国無償資金協カスキームを相手国政府関係者等に説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担などについて、協議・確認を行う。

### (3) 事業の背景、目的、内容の確認

- 1) 本事業が、「ヨ」国の国家開発計画等の上位計画、重点分野について合致しているか確認を行う。その上で本事業を通じて解決しようとする事項及び要請内容について先方政府の意向を確認し認識のすり合わせをおこなう。
  - 2) 事業実施に際して必要となる関連する法制度（関税法、X線・放射線を取り扱う場合に関係する法令など）を確認する。
  - 3) 「ヨ」国における通関手続き・貨物検査に関する体制・インフラの状況について確認する。具体的には以下のとおりだが、必要に応じて他の情報も収集、整理する。
    - ① 税関・通関手続きに関する体制（税官署数、担当、手続きフロー、関連法令等）
    - ② アカバ港の貨物取扱量（1週間等の特定期間当たりコンテナ・バルク等の種別毎取扱量、空コンテナを除くコンテナ積載車両数、空コンテナを除く保税運送車両数）
    - ③ アカバ港税関の現況（規模、貨物取扱量、予算等）及び将来計画（需要予測・拡張計画等）を必要に応じて調査し、本件の効果を確認する。また、リスク・ベースド・アプローチに基づく検査実施体制の現況（人員、実施体制、技術水準等）についても確認を行う。
    - ④ アカバ港のX線検査機器の運用に関する現況（人員、体制、機材配置数、検査対象貨物の数量、技術水準、点検頻度、維持管理体制、予算等）及び周辺の土地の状況（増設可否を確認）
    - ⑤ X線検査機器以外の検査機器に関するニーズがある場合、そのニーズの確認を行う。
- (4) 類似案件（無償資金協力「空港治安対策強化計画」及び「アル・カラマ国境治安対策計画」）、他ドナー・機関の援助動向調査（現状調査、教訓の抽出等）。その際、ドナー間の連携の状況や支援重複の有無を再確認する。
- (5) 事業の実施体制の確認
- 1) 整備機材の所有・管理者、使用者および維持管理・運営方法等についてヨルダン側の体制、責任主体を確認する。
  - 2) 主管官庁であるヨルダン税関、及び実施機関である公共事業・住宅省、内務省公共治安局、「ヨ」国情報総局、「ヨ」国国家警察本部の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の主管官庁・実施機関として、その体制に問題がないか確認し、設計に反映する。
- (6) サイト状況調査
- 1) 既存施設等調査

- ① 既存の施設設備（電力を含む）の状況の再確認
  - ② 検査貨物・旅客の動線の確認及び貨物量の予測
  - ③ 既存検査機材の配備・稼働・劣化・故障状況の再確認及び新規調達機材導入検討時に反映すべき留意事項の整理
- 2) 機材関連調査
- ① X線検査機材の設置予定場所の提案と確認
  - ② 環境社会配慮上の問題点の有無の再確認
  - ③ X線検査機材に係る放射線管理区域の提案と確認
  - ④ X線遮蔽のための防護壁の設置箇所の提案と確認
  - ⑤ X線検査機器以外の検査機器に関するニーズがある場合、同機材の設置予定場所の提案と確認
- 3) 本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、先方から提示されているX線検査機導入予定地（アカバ港内、アカバ・コンテナターミナル内、Wadi Yetim 経済特区手前）において、地形、地質、地盤等にかかる基本的情報を収集するとともに、以下に示す自然条件調査を行う。先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。なお、自然条件調査については、現地再委託での実施を可とするが、別見積もりにて提案すること。また、別紙1の項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合には、併せてプロポーザルで提案すること。
- ① 地形調査（平面測量等）
  - ② 地盤調査（平板載荷試験等）
  - ③ 地質調査（ボーリング調査等）
- (7) 機材・施設計画調査
- 1) 通関手続きと詳細検査のシステム全体に基づく導入機材の運用計画について検討する。
  - 2) 物流・交通量の現状及び将来予測に基づき、X線検査機材による必要な検査件数を推定し、機材の能力を設定する。
  - 3) X線検査を行うための必要機材とその仕様の調査、及び関連工事に必要な調査と設計を行い、機材計画を策定する。
  - 4) 車両用 X線検査機材設置用建屋の建設は、「ヨ」国内で調達可能な資機材有無等を確認し、可能な限りコスト削減を考慮した施工計画を検討する。
  - 5) X線検査機器以外の検査機器に関するニーズがある場合、同機材の必要機材とその仕様の調査、及び関連工事に必要な調査と設計を行い、機材計画を策定する。

6) 実施に際し、以下の各点に留意する。

- ① 本調査を通じて検討する新規導入機材に加え、既存機材の並行稼働が可能であれば、検査体制の効率化や強化に一層貢献することが期待される。これらの可能性も踏まえた、効率的かつ効果的な検査実施体制を計画する。
- ② 高温・砂塵等の厳しい気候条件下で運用・維持管理を行うこととなる。従って、既存機材の機能や劣化の程度を検証した上で、建屋付きの仕様を選定する等温度調整や防砂に十分配慮し、機材が長期的に適切な環境下に置かれるような設計を行う。
- ③ 供給電源の質（特に停電時の過電圧の程度）、落雷の発生頻度につき調査し、必要な対応を整理のうえ設計に反映する。
- ④ 施設・構造物の設計においては、サイトの気象条件（気温、湿度、雨量）、地質条件、また地震等の構造上の決定要因を十分確認し、反映させる。
- ⑤ コスト縮減・仕様のあり方に関し、気象条件を含むサイトの事情や使用目的に即した適切な出力を有し、且つ「ヨ」国が賄える維持管理費の範囲内で機材を選定することで、必要以上のコストがかからないように留意する。また、仕様作成の過程において、特定のメーカー仕様に結びつかないように留意する。

(8) 付帯工事

- 1) X線検査機材を設置する場合に必要な付帯工事（本事業の受注企業との契約の範囲で行えるもの。電気等の引き込み工事は「ヨ」国側負担。）が他にあれば、その内容、規模、作業工程等を調査のうえ立案する。
- 2) 特に調査対象地域の気象・自然条件を考慮した機材の設置場所、建屋内の空調、電力事情等も考慮した上で、「ヨ」国側負担事項について提案する。

(9) 調達計画調査（現地調達、第三国調達、現地施工業者など）

- 1) 調達機材については、競争性確保の観点を含めた仕様の検討を行うとともに、必要に応じて第三国調達について検討する。
- 2) 入札及び施工方法について検討する。本件はX線機材の設置が主体となるが、建屋建設については、躯体の品質を担保した上で、最も経済性があり競争性が確保できる仕様を検討する。
- 3) 輸送業者のヒアリング調査を行い、実現性の高い機材の輸送方法、輸出許可等各種法令に基づく手続き、ルートを検証し、提案する。
- 4) 現地に代理店を有する等、不具合発生時に速やかに修理に対応し、あるいはスペアパーツを提供できる体制が納入業者によって構築されている

ることが必要であるため、仕様作成時に留意する。

(10) 運営・維持管理体制調査

- 1) 事業実施体制（組織、予算、人員、技術水準、実施スケジュール、運営・維持管理体制等）を再確認する。特に、本事業の実施機関となる関係機関で構成される実行委員会の設立準備の進捗状況や運営方法等について、十分に確認し、適切な運営体制が構築されるよう必要に応じ助言を行う。
- 2) 厳しい自然環境下で設置される本検査機材に稼動当初の問題が生じないよう必要十分な配慮を行う。
- 3) X線検査機材に係る「ヨ」国税関及び関係機関の実施体制と検査要員の育成計画を具体的に確認する。
- 4) 調達機材の運転・維持管理に対する訓練方法、機材の運転・管理・日常点検・定期点検・修理の方法について提案する。

(11) 検査体制維持に係る技術支援・ソフトコンポーネント計画の策定

- 1) 整備された機材の運用が円滑に実施されるための運営維持管理体制の構築に関し、本調査では、その円滑な運営・維持管理に必要となる支援内容を検討し、研修、技術支援・ソフトコンポーネントなどに関する提案を行う。実施すべき項目・内容や投入計画については、先方実施機関および機構と協議のうえ決定する。
- 2) 画像解析能力向上について、機材の納入・据付時期と同時に、「ヨ」国側実施機関が適切に機材を使いこなし且つ業務に活かせるよう、特に画像解析能力の向上に係るトレーニングを施すことが重要である。そのため、以下の投入の適切な組み合わせと投入のタイミングを検討し、「ヨ」国側関係機関が画像解析の能力を向上し機材を適切に使いこなすための取り組み、協力内容、協力期間・頻度、支援に必要な予算額等を検討・提案する。
  - ① 本事業の受注企業による操作指導・運用指導
  - ② 本事業の受注企業による通常の対応範囲内を想定するが、初期操作指導に加え、運用指導を付加するなど、入札図書作成にあたっては、可能な限り柔軟な対応を検討する。
  - ③ 機材納入にあたっては、画像解析事例集や画像解析マニュアルなども併せて納入することにより、「ヨ」国側関係機関が自ら能力強化を図れるよう検討する。
- 3) その他、「ヨ」国税関自らの費用負担によるメーカーの技術支援役務調達の可能性や、メーカーが提供するトレーニング・プログラムの有無、その精度、深度、所要費用などを調査し、「ヨ」国側に提示する。

## (12) 事業内容の計画策定

上記調査、JICA との協議及び「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015年4月)(以下「報告書ガイドライン」)を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査 設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)(以下「設計・積算マニュアル」)を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

### 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地調達事情、整備後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

### 2) 基本計画(機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、無償資金協力事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

#### ① 機材調達計画

要請された機材の必要性、既存施設における機材活用状況、維持管理の容易さ、本邦技術を活用しつつ現地調達の可能性等を検討し、適切な計画(仕様、個数等)を作成する。

- ・ 調達方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達、据付区分(先方負担との区分)
- ・ 調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 据付計画
- ・ 実施工程

#### ② 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 資機材調達計画
- ・ 施工区分(先方負担工事との区分)
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 実施工程

### 3) ソフトコンポーネント計画

上記調査結果、及び先方と協議を踏まえ、本事業における実施にかかる運営面での技術支援・ソフトコンポーネントの必要性の有無を検討し、



必要性が認められた場合は、技術支援・ソフトコンポーネント計画を作成する。

#### (13) 相手国負担事項の実施に係る確認・提言

先方分担事項（電気、電話、監視カメラ、地下施設、建設許可等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を文書で取り付ける。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項として第三次現地調査（説明調査）時のミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。免税情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で同事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

尚、本事業の「ヨ」国側実施機関は、「ヨ」国税関、公共事業・住宅省、内務省公共治安局、「ヨ」国情報総局、「ヨ」国国家警察本部の関係機関から構成される実行委員会が担う。無償資金協カスキームに基づき「ヨ」国側負担事項などを改めて説明し、確実に履行されるよう関係者に対して働きかけを行う。

#### (14) 事業の運営・維持管理計画提案

本事業により機材が導入された後に必要となる維持管理内容（メンテナンス契約を含む）や必要経費を具体的に整理し、協力対象機材の使用・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意点を提言する。なお、維持管理計画にはスペアパーツ補充計画も含むこと。また、「ヨ」国側における技術面、予算面での対応可能性を確認するとともに、維持管理上の留意事項について提言する。

#### (15) 事業の概略事業費

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

コンサルタントは、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としななければならない。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。なお、機

材については入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2016年4月）を参照して積算を行う。

2) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

- ① 実施時期
- ② 事業費（総事業費及び内訳）
- ③ 概略の仕様
- ④ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- ⑤ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ⑥ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(16) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(17) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(19) 事業の評価

無償資金協力事業の効果に係る評価、課題の提示及び評価を、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、本事業完了後約3年を目途とした目標年の目標値を設定

する。なお、定量的指標の候補としては、以下①～③)を想定しているが、この指標の適用については本業務の中で確認をする。

税関検査の X 線使用率

税関検査の所要時間

(20) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(21) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において説明会への企業から出た質問やコメントに対する対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる

(22) 概略設計概要書及び機材仕様書(案)の現地説明・協議

国内解析の結果を取りまとめた概略設計概要書及び機材仕様書(案)を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費のドラフトを含む)。特に、事業実施における運営・維持管理体制の整備や各種法令に基づく実施手続き、相手国側による本事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、ソフトコンポーネントを含む具体的対応策などについては十分説明・協議する。

協議の結果、概略設計概要書及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる。

(23) 準備調査報告書等の作成

相手国政府への概略設計概要書及び機材仕様書(案)の説明・協議の結果を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) デジタル画像集(3分程度の動画を含む)
- 4) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 5) 免税情報シート

## 6) 機材仕様書

なお、3) 協力準備調査報告書は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2015年4月)」に従った内容とする。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6) から (10) を成果品とし、これらの提出期限を2018年2月28日とする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文3部
- (2) インセプション・レポート : 和文8部、英文10部、亜文10部
- (3) 第一回現地調査結果概要 : 和文8部
- (4) 第二回現地調査結果概要 : 和文8部
- (5) 準備調査報告書(案) : 和文8部、英文10部、亜文10部  
(※完成予想図を含む)
- (6) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文2部
- (7) 準備調査報告書 : 和文(製本版) 8部及びCD-R 1枚  
(※完成予想図、進捗報告書  
初版及び免税情報シートを  
含む)
  - : 英文(製本版) 16部及びCD-R 3枚
  - : 亜文(製本版) 16部及びCD-R 3枚
  - : 和文(先行公開版) 2部及びCD-R 1枚
- (8) 機材仕様書 : 和文4部、英文5部、亜文5部
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2枚(デジタル画像40枚程度)
- (10) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- (11) 免税情報シート

注1) (1)業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6)については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の機材編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月改訂版)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。

- 注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2017年6月中旬から作業を開始し、2018年4月下旬に終了する。2017年7月中旬より第1次現地調査、帰国後国内解析を行う。2017年9月上旬より第2次現地調査、帰国後国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、2018年3月上旬より第3次現地調査（概略設計概要説明）を実施することを想定する。2018年3月下旬までに概略設計概要書を作成・提出し、2018年4月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

#### 2. 調査実施スケジュール（全体）

項目	2017年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2018年 1月	2月	3月	4月
(概略設計調査)											
事前準備	■										
第1回現地調査(OD1)		■									
国内解析			■								
第2回現地調査(OD2)				■							
国内解析					■	■	■	■	■	■	
概略設計概要説明(DD)										■	
国内整理											
概略設計概要書提出											△
最終報告書提出											▲

※ラマダン：5/27～6/24(予定)、犠牲祭8/31～9/7(予定)

#### 3. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：

全体： 約 19.63M/M (通訳除く)

(2) 業務従事者の構成 (案)

※調査団員構成は下記を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

1) 分野構成：

- (a) 業務主任/運営管理計画 (2号)
- (b) 取締計画/検査体制 (3号)
- (c) 機材計画/調達計画/積算1
- (d) 施設設計/積算2

2) 第1回現地調査：(a) (b) (c) 通訳

3) 第2回現地調査：(a) (b) (c) (d) 通訳

4) 概略設計概要説明：(a) (b) (c) 通訳

(3) 日アラビア語通訳

本調査には通訳 (アラビア語) を本邦から参加させることができ、経費は直接経費のみとする。また通訳は現地傭人で対応することも可とする。

「ヨ」国のアカバにおいては英語を介さない担当も多く、また特殊な分野であり専門用語も多いことから、業務量に応じて配置すること。

4. 相手国便宜供与内容

携行機材の免税措置、カウンターパートの参加等

5. 参考資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA 図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及び JICA ナレッジサイト ([http://gwweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf](http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf)) にて閲覧可能です。

【無償資金協力】

- 「無償資金協力事業における落雷対策の在り方 (基礎研究) 報告書」(2015年3月)
  - 「空港治安対策強化計画」(E/N 2009年8月)
  - 「アル・カラマ国境治安対策計画」(E/N 2009年8月)
- ※共に「ヨ」国向け無償資金協力 (E/N 2012年5月)

6. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 第1回現地調査

- 1) 団員構成： (a) 総括 (JICA)  
(b) 関税行政 (財務省関税局)  
(c) 監視/取締行政 (財務省関税局)  
(d) 計画管理 (JICA)

2) 調査行程：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業のスコープを検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第2回現地調査

- 1) 団員構成： (a) 総括 (JICA)  
(b) 関税行政 (財務省関税局)  
(c) 監視/取締行政 (財務省関税局)  
(d) 計画管理 (JICA)

2) 調査行程：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の事業計画、機材内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(3) 概略設計概要説明 (報告書案説明)

- 1) 団員構成： (a) 総括 (JICA)  
(b) 関税行政 (財務省関税局)  
(c) 監視/取締行政 (財務省関税局)  
(d) 計画管理 (JICA)

2) 調査行程：

協力準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 7. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することができる。なお、これら調査については、別見積もりとする。

- ・ 地形測量
- ・ 地盤調査
- ・ 地質調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン (2017年4月版)」(最新版をJICAホームページで確認のこ



と。)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

## 8. 留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

実施設計体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画につき明確に記載する。その際、JICAホームページに掲載の「プロポーザルの作成要領」の様式-5及び様式-6を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は官ベース団員滞在期間中、原則として官ベース団員の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、必要に応じ別行動での調査実施を検討する。

### (3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (4) 調査用機材の調達

コンサルタントは、通常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

### (5) 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中の安全管理に十分留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また現地での注意事項については、海外安全ホームページ及び JICA ヨルダン事務所、在ヨルダン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼

及び調整作業を十分に行う。特にアカバへの渡航に際しては、JICA ヨルダン事務所に事前に連絡し所定の手続きをとる。また、JICA ヨルダン事務所と常時連絡が取れる体制をとり、現地作業時に緊急連絡網を JICA ヨルダン事務所に提出し、特に地方にて活動を行う場合は、移動手段等について JICA ヨルダン事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または機構担当者に速やかに相談する。

以 上

## 1. 目的

自然条件調査は、本協力準備調査を行う上で必要な精度を確保するため、本事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を正確に予測し、本計画の妥当性の判断に資するとともに、環境への悪影響の少ない設計・施工を決定するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルで提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本協力準備調査の中で行うことを原則とする。ただし、本協力準備調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、また本協力準備調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、D/D以降にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

## 2. 調査(例)

### (1) 地形測量調査(平面測量等)

目的：施工の計画、設計及び施工上必要な地形状況を把握する。

### (2) 地盤調査(平板载荷等)

目的：地盤の変形特性や支持力特性を把握する

### (3) 地質調査(ボーリング等)

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。地盤の沈下や液状化が懸念される場合は、検討に必要な調査も計画する。

